

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(令和7年9月1日規則第7号)

職員の勤務時間、休暇等については、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年身延町規則第29号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日までに地域医療連携推進法人みなみやまなしにおいてなされた休暇の承認その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた承認その他の行為とみなし、休暇のうち期間の定めのあるものについては当該期間は通算する。